第

6088

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年11月22日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 契約者貸付がある生命保険金

Q:父が亡くなり生命保険金を受け取りましたが、契約者貸付を受けていたようで、その分が差し引かれています。この場合の取扱いはどうなりますか?

A:保険契約者が被相続人かそれ以外かで、 次のように取扱われます。

【解説】

生命保険契約に係る保険契約者は、その保 険契約の解約返戻金の金額の範囲内で、保険会 社から金銭の貸付けを受けられることとなっ ています。これを契約者貸付制度といいますが、 この契約者貸付金等の額が支払を受ける保険 金から控除されている場合には、その保険金は 次のように取り扱われることとされています。

- ① 被相続人が保険契約者である場合 保険金受取人は、契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する保険金を取得した ものとし、契約者貸付金等の額に相当する 保険金及びその契約者貸付金等の額に相 当する債務はいずれもなかったものとし て取扱う。
- ② 被相続人以外の者が保険契約者である場合

保険金受取人は、契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する保険金を取得したものとし、保険契約者は、契約者貸付金等の額に相当する部分の保険金を取得したものとして取扱う。







